三の七　地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域において施行する都市再開発法による第二種市街地再開発事業の施行区域（都市計画法第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。）内にある土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合（第二号又は第六十五条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第六十四条の二第一項中「を取得した」を「の取得をした」に改め、同条第七項中「以下この条」を「次項及び第十二項」に改め、同条第十一項中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17　法人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、代替資産の第七項に規定する指定期間内における取得をすることが困難となつた場合において、当該指定期間の初日から当該指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に代替資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、前各項の規定の適用については、これらの規定に規定する指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第六十五条第三項中「第七項」の下に「、第九項」を加え、「を取得した」を「の取得をした」に、「取得する」を「取得をする」に改め、「の額に対する割合」を削り、「補償金等の額（」を「第六十五条第一項に規定する補償金等の額（同項に規定する」に改め、「控除した金額」の下に「。以下この項において同じ。」を加える。

第六十五条の三第一項第一号中「又は第三号の五」を「から第三号の六まで」に改める。

第六十五条の四第一項第二十号中「含む。）又は」を「含む。）」に、「の規定」を「又は被災市街地復興特別措置法第八条第三項の規定」に改め、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二　土地等につき被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、同法第十七条第一項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつたとき。

第六十五条の四第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「規定は、」を「規定は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人の有する土地等で被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二十一号の二に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同号の保留地が定められた場合は第六十五条第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項並びに同条第二項第一号及び第十項第一号に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同条第一項、第五項及び第十項の規定を適用する。

第六十五条の七第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「第十号」を「第八号」に改め、同項の表の第一号の上欄中「事務所若しくは」を削り、「第九号」を「第七号」に改め、「（次号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）」を削り、同号の下欄中「この表」を「第四号まで」に、「第三号まで」を「この号及び次号」に改め、「地域内にあるものに限る」の下に「ものとし、都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により同項に規定する立地適正化計画を作成した市町村の当該立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域以外の地域内にある当該立地適正化計画に記載された同号に規定する誘導施設に係る土地等、建物及び構築物を除く」を加え、同表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号とし、同表の第六号を同表の第五号とし、同表の第七号を削り、同表の第八号を同表の第六号とし、同表の第九号を同表の第七号とし、同表の第十号の上欄中「限る」の下に「ものとし、漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。）の用に供されるものを除く」を加え、同号を同表の第八号とし、同条第四項、第九項及び第十二項中「第十号」を「第八号」に改め、同条第十四項中「第九号」を「第七号」に改め、同条第十六項第一号ロ中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改め、同項第二号中「第三号及び第九号」を「第二号及び第七号」に、「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める。

第六十五条の八第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「第十号」を「第八号」に改め、同条第二項第二号及び第四項第二号中「第十号」を「第八号」に改め、同条第七項中「以下この条」を「次項及び第十二項」に、「第十号」を「第八号」に改め、同条第十一項中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改め、同条第十四項及び第十五項中「第十号」を「第八号」に改め、同条第十八項中「第九号」を「第七号」に改め、同条第十九項中「前三項」を「第十六項から前項まで」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19　法人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の第七項に規定する取得指定期間内における取得をすることが困難となつた場合において、当該取得指定期間の初日から当該取得指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、前各項の規定の適用については、これらの規定に規定する取得指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第六十五条の九中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十五条の十二第十二項中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改め、同条第十三項第三号及び第四号中「とき。」を「とき」に改める。

第六十六条の三中「第七十五条の二第六項」を「第七十五条の二第八項」に改める。

第六十六条の四の二第一項中「内国法人」を「法人」に、「に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る」を「又は当該租税条約の」に改め、「を含む。）」を削り、「これらの」を「当該」に改める。

第六十六条の五の二第八項中「内国法人に係る第六十六条の六第一項」を「内国法人に係る第六十六条の六第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額若しくは同条第四項に規定する部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額」を「第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額、当該部分課税対象金額に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額又は当該金融子会社等部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額」に、「第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額若しくは同条第四項に規定する部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額又は当該部分課税対象金額に係る同条第四項に規定する部分適用対象金額」を「第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額、当該部分課税対象金額に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額又は当該金融関係法人部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額」に改める。